

KBC映像組合新聞

E-mail: kbceizo uni@r2.dion.ne.jp

リフレッシュ手当・部長代理の時間外 手当についても無回答。

昨日の新聞では、主に一時金の回答についてお伝えしましたが、
本日の新聞では、昨日伝え切れなかった諸要求の回答についてお伝えします。

部長代理の時間外手当などについて

回答書にもあるように「部長代理に時間外割増賃金および深夜勤務割増賃金は払いません。」と回答しています。(回答書全文は478号別紙に掲載)このうちの深夜勤務割増賃金について会社は「勤務調整給に含まれている。」と説明。組合からの「それはどのような基準で決めているのか。」との質問には「今後定めます。」と答えました。次に「では現在はどうに決めているのか。」との質問には「内規で行っている。」と説明しました。組合が内規を見せるように要求すると、これを拒否し、「中身を見せて欲しいということではない。存在するかを見せて欲しい。」と再度開示を求めましたが、これについても「今すぐには無理。」と開示を拒否しました。組合から「個人差はあるのか。具体的な金額はいくらか。」との質問を行いました。会社は「個人差は無い。具体的な額は教えられない。」と金額についても情報を開示しませんでした。調整給の算出方法について組合から「深夜残業は毎月変動するはず。調整給の額が、深夜残業が多い月の金額を下回っていたら差額は払わなくてはいいはずだ。調整給はどうやって計算しているのか。」との質問には「副部長から昇進するときに、部長代理の手当だけでは全部カバーできない。過去の実績をかんがみて決定している。」と答えています。

部長代理の時間外割増賃金や休日の取り扱いについては、部長代理が「経営と一体の者」といえるかどうか大きなポイントです。組合の主張は当然「そうではない」なのですが、この点について会社と意見は平行線のままでした。

会社の説明をまとめると「役員会との線引きはあるが、朝会にも出席してもらっているし、設備投資などの重要な会議の資料も渡している。先日もMAのHD化をにらんだ会議を行った。部長代理の意見も取り入れ総合的に判断している。だから管理監督の立場と判断している。」となります。

しかし組合の「万が一、部長代理に労災が起こった場合、責任の所在はどこにあるのか。会社なのか。」との質問には何も答えることが出来ませんでした。

執行部としては今回の会社の主張は非常に無理があると考えます。深夜割り増しについても「過去の実績をかんがみて」としながら「個人差は無い」と言っていて、矛盾しています。「経営と一体の者」か否かについても、労災についての質問に答えられないなど、会社がきちんとした基準を持って役職の業務内容を決定しているとは思えません。内規については次回団交での開示を求めています。

リフレッシュ手当について

リフレッシュ手当の一方的凍結について組合は「労働条件の切り下げ」であり「賃金未払い」であると執行部は考えています。リフレッシュ手当が凍結されたのは組合結成以前のことなので、凍結を行うには、労働者の過半数の代表者との調印が必要と執行部は考えているのでこの点についての質問を最初に行いました。

組合の「代表者との調印などは行ったのか。」との質問に会社は「記憶にありません。」と答え「調べれば分かりますか」との質問にも明確な答えはありませんでした。この点については「次回団交までに、過去に調印などが行われているのか。そのようなものが無いのならば、どのような判断をもって凍結を行うように決定したのかを調べておいて欲しい。」と要請しています。

賃金の切り下げや凍結は会社が一方的に出来るものではありません。労働組合との協約(限界はあります)や高度な合理性が必要です。

現在KBC映像の正社員はおよそ 60 人ですので、全員が取得したとしても会社の負担はおよそ 180 万円となります。この 180 万という金額をカットすることが合理性を有するかどうかということになりますが会社は「累積赤字が続く中、来年度予算を考えるとそこまで含むのは厳しい」「180 万円は大きい金額だと判断している」と答えています。しかし、180 万円という額を払ったところで会社の経営状態に大きな影響を与えるとは思えません。これらの点については再三お伝えしているように、賃金未払いに当たると執行部は考えています。

また、今後は専門家の意見などを聞きながら、今後の取り組みを考えていきます。

【 今後のスケジュール 】

1 1月15日(木) ~ 19(月)	職集期間
1 1月18日(日)	第二回地連委員会
1 1月20日(火)	TNCプロジェクト労組支援 講義ピラ行動 KBC映像労組・KBC労組合同執行委員会
1 1月22日(木)	長崎ビジョン労組地労委争議支援集会 (長崎)
1 1月28日(水)	労連統一 年末要求二次回答指定日
1 2月 1日(土) ~ 2日(日)	労災職業病セミナー in九州 (鹿児島)
1 2月 2日(日)	福岡国際マラソン

安定した雇用を勝ち取ることが会社を守ることにつながる